

令和6年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第102号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第103号 別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第104号 旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第105号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第106号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第107号 字の区域及びその名称の変更について
- 議第108号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 指定管理者の指定について
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 議第112号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第113号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第114号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第115号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第116号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第117号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第118号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第119号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第120号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第121号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第122号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第123号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第124号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第125号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第126号 事務の委託の廃止に関する協議について
- 議第127号 事務の委託の廃止に関する協議について

議第 1 2 8 号 退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について

議第 1 2 9 号 市長専決処分について

議第 1 3 0 号 市長専決処分について

議第 102号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表第6の所要の整備をします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 建設部都市計画課

議第 103号

別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 及び別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに 人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第5項の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める省令の一部が改正されことに伴い、次の条例を改正します。

(1) 別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例

(2) 別府市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例

2 議案の内容

(1) 前項第1号の条例の改正内容

ア 地域包括支援センターにおける職員の配置基準を柔軟化することができるよう常勤換算方法を加えます。（第3条第1項関係）

イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると認めるときの配置基準の特例を定めます。（第3条第2項関係）

(2) 前項第2号の条例の改正内容

条例が引用する省令の条項移動に伴う所要の改正をします。（第15条第1号関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 市民福祉部高齢者福祉課

議第104号

旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定について

1 趣旨

歴史的建築物である旧平尾邸を観光拠点及び地域拠点として保存・活用することにより、国内外から訪れる人々をもてなし、このまちの新しい観光のかたちを築くため、旧平尾邸の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

条例は、目的、名称及び位置、事業、使用の許可、指定管理者による管理等を定めます。

3 施行期日 規則で定める日

4 担当課 観光・産業部観光課

議第105号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 趣旨

住居表示の実施に伴い、別府市立西部地区公民館等の位置の表記を改正するため、次に掲げる条例を改める条例を制定します。

(1) 別府市公民館条例（西部地区公民館及び中部地区公民館）

(2) 別府市立学校の設置及び管理に関する条例（青山中学校）

(3) 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（青山プール及び青山中学校運動場夜間照明施設）

(4) 別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（別表給水区域の欄の南須賀、春木及び小倉）

(5) 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例（市営小倉住宅Aほか）

(6) 別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例

2 議案の内容

次のとおり条例中の位置の表記を改めます。

施設名	改正前	改正後
西部地区公民館	大字南立石2, 139番地の1 5	鶴見園町2番7号
中部地区公民館	大字北石垣1, 839番地の1	南須賀町2番26号
青山中学校	大字別府3, 088番地の1	南荘園町6番31号

青山プール	大字別府 3, 088 番地の 1	南莊園町 6 番 3 号
青山中学校運動 場夜間照明施設	大字別府 3, 088 番地の 1	南莊園町 3, 088 番地の 1
給水区域の欄	南須賀 春木 小倉	南須賀町 春木町 小倉町
市営小倉住宅 A	大字鶴見 1, 382 番地	小倉町 6 5 番 3 5 号
市営小倉住宅 B	大字鶴見 1, 382 番地	小倉町 6 5 番 4 0 号
市営鶴見住宅 A ～ I	大字鶴見 2, 600 番地	朝日ヶ丘町 1 番 2 号ほか
市営向原住宅 A	大字南立石 1, 857 番地	南立石板地町 1 1 番 2 1 号
市営向原住宅 B	大字南立石 1, 858 番地	南立石板地町 1 2 番 1 号
別府市鉄輪地獄 地帯公園防災研 修所	大字鶴見字奥山田 1080 番 1	小倉町 6 4 番 6 4 号

3 施行期日 令和 7 年 1 月 1 1 日

4 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 106 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、懲役及び禁錮の用語を使用する条例を整理するための条例を制定します。

- (1) 別府市恩給条例
- (2) 別府市雇傭人年金条例
- (3) 別府市職員の給与に関する条例
- (4) 別府市職員の退職手当に関する条例
- (5) 別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (6) 別府市環境保全条例
- (7) 別府市公設地方卸売市場条例

- (8) 別府市個人情報保護法施行条例
- (9) 別府市個人情報保護審査会条例
- (10) 別府市議会の個人情報の保護に関する条例

2 議案の内容

前項各号の条例中の「懲役」、「禁こ」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

- 3 施行期日 刑法等の一部を改正する法律の施行の日
- 4 担当課 総務部総務課

議第107号

字の区域及びその名称の変更について

1 趣旨

住居表示の実施に当たり、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

通称上野口町、上原町、山の手町、大畑、竹の内、鶴見、荘園、扇山、南立石1区、南立石2区、南立石生目町、堀田及び南立石八幡町の字の区域及びその名称を変更します。

- 3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第108号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

1 趣旨

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 通称新別府、実相寺、観海寺及び南立石本町を住居表示を実施する市街地の区域として定めます。
- (2) 住居表示の方法は、街区方式によるものとします。

- 3 担当課 企画戦略部政策企画課

第109号～第111号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定の期間及び指定管理者となる団体

議案番号	公の施設の名称及び指定の期間	指定管理者となる団体	担当課
109	別府市コミュニティーセンター R7.4.1～R10.3.31	芝居の湯管理運営グループ共同企業体 別府市石垣東四丁目1033番地 朝日綜合管理株式会社 宇佐市大字上高781番地 株式会社エイト	社会教育課
110	亀陽泉及び浜田温泉 R7.4.1～R11.3.31	サンエス朝日地域開発共同企業体 別府市浜脇一丁目20番1号 有限会社サンエスマンテナンス 別府市石垣東四丁目1033番地 朝日綜合管理株式会社 別府市大字内竈5番地の17 株式会社サンエスパサポート	温泉課
111	堀田温泉及び柴石温泉 R7.4.1～R11.3.31	サンエス朝日地域開発共同企業体 別府市浜脇一丁目20番1号 有限会社サンエスマンテナンス 別府市石垣東四丁目1033番地 朝日綜合管理株式会社 別府市大字内竈5番地の17 株式会社サンエスパサポート	温泉課

第112号～第127号

事務の委託の廃止に関する協議について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、事務の相互の委託を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町及び玖珠町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするも

のです。

- 3 廃止日 令和8年3月31日
- 4 担当課 市民福祉部市民課

第128号

退職手当返納命令処分に対する審査請求に関する諮問について

1 趣旨

処分庁が行った退職手当返納命令処分について、地方自治法第206条第1項の規定に基づき審査請求がなされたので、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、議会に諮問した上で、審査請求に対して裁決をしなければならないため、議会に諮問するものです。

2 諮問の内容

処分庁が行った退職手当返納命令処分の取消しを求める審査請求について意見を求めるものです。

3 審査請求の概要

(1) 審査請求人

元市職員

(2) 処分庁

別府市長

(3) 審査請求の年月日

令和5年10月31日

(4) 事案の概要

ア 審査請求人は、在職中に委託業者の元取締役から現金100万円の供与を受け、職務に関し賄賂を収受し、収賄罪（刑法第197条第1項前段）で懲役1年6月・執行猶予3年の刑に処せられ、100万円が追徴された（大分地方裁判所令和3年3月8日判決・同年3月22日確定）。

イ 処分庁は、審査請求人に対して、退職手当返納命令処分を行ったところ（令和5年8月31日付け別水総第747号）、令和5年10月31日、審査請求人から処分の取消しを求めて審査請求がなされた。

ウ 別府市は、令和6年4月25日、議会の議決を得た上で、審査請求人らに対して、退職手当の返還等を求めて訴訟を提起した。

4 審査請求の趣旨

処分庁の令和 5 年 8 月 31 日付けの審査請求人に対する、別府市職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当額のうち全額の返納を命ずる処分(別水総第 747 号)を取り消すとの裁決を求める。

5 審査請求の理由 (要旨)

- ①企業職員であった審査請求人に対する退職手当返納命令処分は、別府市職員の退職手当に関する条例でなく、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 15 条第 3 項を適用して行うべきである。
- ②「在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当」の返納等に関する「管理者が定める手続」(別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 15 条第 3 項)について、労使間の確認や労使交渉が行われていない。
- ③本件退職手当返納命令処分は、退職手当の全額の返納を求めるものであり、賃金の後払や退職後の生活保障といった退職手当の性格が反映されていない。

6 審理員の意見 (要旨)

- ①退職手当の返納等について定めている別府市上下水道局企業職員の給与に関する規程第 38 条は、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する「条例第 15 条の退職手当は、別府市職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による」と規定している。企業職員に対しても別府市職員の退職手当に関する条例で定められている退職手当の返納に関する規定を「包括的に当てはめて用いる」(「例による」)ことができる。
- ②別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 15 条第 3 項に規定されている「在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当」の返納等に関し、労使間で労働協約は締結されていない。
- ③公務員の非行の最たるものは、公務に対する住民の信頼を甚だしく裏切る汚職であり、汚職(瀆職)は公務を直接汚す行為である。本件非違行為に鑑みれば、退職手当の給与の後払的な性格や生活保障的な性格を考慮したとしても、審査請求人の勤続の功を抹消し又は減殺するに足りる事情があったと評価することができるから(最高裁令和 5 年 6 月 27 日第三小法廷判決参照)、本件退職手当返納命令処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとは

認められない。

本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

7 担当課

上下水道局総務課

8 参考

○地方自治法

第206条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

議第129号

市長専決処分について

1 趣旨

第50回衆議院議員総選挙の執行に対応するため、補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和6年度別府市一般会計補正予算（第5号）

(2) 処分年月日 令和6年10月9日

3 担当課 行政委員会総合事務局

議第130号

市長専決処分について

1 趣旨

台風10号の影響により被害を受けた農地・農業用施設、公共土木施設などを復旧するため、補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和6年度別府市一般会計補正予算（第6号）

(2) 処分年月日 令和6年10月25日

3 担当課 観光・産業部農林水産課、建設部都市整備課

令和6年第4回別府市議会定例会 追加議案（条例）の概要

- 議第135号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第136号 別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議第135号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

市長、副市長、議員、教育長及び競輪事業管理者に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (4) 競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例

2 議案の内容

- (1) 期末手当の支給月数を次のとおり改め、令和6年12月1日から適用します。(第1条、第3条、第5条及び第7条関係)

6月期	12月期	
	改正前	改正後
1.7月	1.7月	1.75月

- (2) 期末手当の支給月数を次のとおり改め、令和7年4月1日から適用します。(第2条、第4条、第6条及び第8条関係)

6月期		12月期	
改正前	改正後	改正前	改正後
1.7月	1.725月	1.75月	1.725月

3 施行期日 規則で定める日。一部は、令和7年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第 136号**別府市職員の給与に関する条例及び別府市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について**

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 別府市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改め、令和6年12月1日から適用します。

	6月期	12月期	
		改正前	改正後
期末手当	1.225月 (0.6875月)	1.225月 (0.6875月)	1.275月 (0.7125月)
勤勉手当	1.025月 (0.4875月)	1.025月 (0.4875月)	1.075月 (0.5125月)

※括弧書きは定年前再任用短時間勤務職員の支給月数

イ 給料表を全部改正し、令和6年4月1日から適用します。

(2) 別府市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改め、令和7年4月1日から適用します。

	6月期		12月期	
	改正前	改正後	改正前	改正後
期末手当	1.225月 (0.6875月)	1.25月 (0.7月)	1.275月 (0.7125月)	1.25月 (0.7月)
勤勉手当	1.025月 (0.4875月)	1.05月 (0.5月)	1.075月 (0.5125月)	1.05月 (0.5月)

※括弧書きは定年前再任用短時間勤務職員の支給月数